

令和8年度環境保全研究費補助金(SBIR 事業)

イノベーション創出のための  
環境スタートアップ研究開発支援事業

公募要領

公募期間: 令和8年5月 12日(火)～令和8年6月 15日(月)14 時まで

本事業への応募は、[「府省共通研究開発管理システム\(e-Rad\)」](#)で行ってください。

なお、e-Rad の利用に当たっては、事前に事業者及び事業実施者の登録が必要となります。

e-Rad に登録がされていない場合、[登録に日数を要する場合があります](#)ため、[2週間以上の余裕](#)をもって登録手続きをしてください。

令和8年5月



独立行政法人環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

# 補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和8年5月

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構(以下「ERCA」という。)では、環境省から令和8年度及び令和7年度(補正予算)環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の交付を受け、イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業実施要領(令和8年2月 26 日改正。以下「実施要領」という。)の別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、ERCAとしても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本公募要領では、独立行政法人環境再生保全機構環境保全研究費間接補助金交付要綱(令和8年3月25日。以下「交付要綱」という。)の委任を受け、本事業の応募申請及び補助金の受給に必要な重要事項等を記載しております。

本補助金に対し応募の申請をされる方、採択後に交付を申請される方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、交付要綱及び本公募要領並びに各種規程(以下「交付要綱等」という。)を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

# 公募要領目次

<b>第1章 公募する事業の内容</b> .....	<b>3</b>
1. 事業の目的.....	4
2. 用語説明.....	5
3. 対象事業.....	6
4. 対象事業の詳細.....	11
<b>第2章 補助事業の実施に関する事項</b> .....	<b>20</b>
1. 事業スケジュール.....	21
2. 補助対象事業の選定.....	23
3. 応募時における留意事項.....	25
4. 補助事業採択後における留意事項.....	28
<b>第3章 応募(申請)に関する事項</b> .....	<b>33</b>
1. 応募(申請)の方法.....	34
2. 問合せ.....	41

※応募用紙等は ERCA ホームページよりダウンロードしてください

# 第1章 公募する事業の内容

## 1. 事業の目的

近年、世界的にスタートアップ企業が革新的な技術やビジネスモデルを通じて、環境問題をはじめとする様々な社会課題の解決に大きな役割を果たしています。我が国においても、気候変動対策、資源循環、生物多様性の保全等の分野において、環境問題の解決にインパクトを与え得る環境分野のスタートアップ企業(以下「環境スタートアップ企業」という。)が登場しつつあり、研究・技術開発成果の社会実装を一層促進していくことが期待されています。

こうした中、「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月 新しい資本主義実現会議決定)においては、スタートアップの創業に当たり、環境問題を含む社会的課題の解決を目的とするケースが多いことが指摘されており、優れた技術シーズを有し、現在及び将来の国民の本質的なニーズに応える環境スタートアップ等の研究開発及び社会実装に対する支援を抜本的に強化する必要性が示されています。

環境スタートアップ企業は、環境保全に関する特定の課題を解決するための具体的な技術や情報といった知的財産を有していることが多く、環境保全における新たな価値基準と、それを満たす解決策を一体として提供することにより、想定を超えるブレイクスルーをもたらす可能性を有しています。一方で、既存のサプライチェーンへの参入の困難さや、大企業との時間軸の相違等により、事業のスケールアップや社会実装が円滑に進まないといった問題が生じています。このため、既存の大企業等との連携によるオープンイノベーションを促進し、環境スタートアップの成長を後押しすることが重要です。

本事業では、環境スタートアップ企業及び起業を目指す個人(以下「起業家」という。)が、環境保全に資する事業実施のために行う研究開発事業を支援することにより、環境スタートアップ企業のロールモデルを創出し、もって環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進を図ることを目的とします。

## 2. 用語説明

用語	説明
環境スタートアップ企業	気候変動対策、資源循環、生物多様性の保全等の分野において、環境問題の解決にインパクトを与え得る環境分野のスタートアップ企業。
起業家	事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者。
代表事業者	環境スタートアップ企業であって、ERCA に対して補助金交付申請を行う事業者。 ※フェーズ 1 のみ起業家も代表事業者として申請可能。
事業実施責任者	本補助事業の実施全体において総括的な責任を有する者。 代表事業者に 1 名のみ配置すること。
共同事業者	環境スタートアップ企業であり、事業実施責任者または代表事業者と契約を締結の上、代表事業者と共同して本補助事業の一部を実施する事業者。 ※フェーズ 1 のみ起業家も共同事業者として申請可能。
主たる事業実施者	本補助事業に実際に従事し、明確な役割及びその実施に責任を有する者。 代表事業者または共同事業者に 1 名ずつ配置すること。 ※事業実施責任者と兼任してもよい。 ※起業家の場合、起業家本人を指す。
事業協力者	事業実施責任者および主たる事業実施者以外の者(企業・団体等を含む)で、販路、人材、技術等の提供を通じて、本補助事業に直接的に寄与する者。

### 3. 対象事業

#### (1) 交付の対象となる事業区分

補助金交付の対象となる補助事業は、フェーズ1(F/S・PoC)支援事業、フェーズ2(R&D)支援事業及びフェーズ3(大規模技術開発実証)支援事業の事業区分に分けられる(表1)。

表1 交付の対象となる事業区分

事業区分		補助事業期間	対象者	補助金交付上限額	補助率※2
フェーズ1(F/S・PoC)支援事業		1年以内	環境スタートアップ企業又は起業家	400万円	補助対象経費の10分の10
フェーズ2(R&D)支援事業	一般枠	2年以内	環境スタートアップ企業	3,000万円(総額)※1	補助対象経費(最大4,500万円)の3分の2
	オープンイノベーション枠	2年以内		4,000万円(総額)※1	補助対象経費(最大8,000万円)の2分の1
	SBIR 連結型	2年以内		3,000万円(総額)(1,500万円/年)	補助対象経費(最大2,250万円)の3分の2/年
フェーズ3(大規模技術開発実証)支援事業		4年以内	環境スタートアップ企業	4億円(総額)(1億円/年)	ベンチャーキャピタル等からの出融資額の2倍の額又は補助対象経費のいずれか低い額

※1 年間の補助金交付上限額ではなく、補助事業期間全体の補助金交付上限額となる。

※2 補助対象経費とは、交付要綱別表第1から第3に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

#### (2) 交付の対象となる事業領域

本事業では、環境保全に資する事業であって、特に以下の3領域における課題の解決に資するものについて、公募を行います。

##### 【気候変動領域】

地球温暖化が引き起こす気候変動問題は、多頻度かつ激甚化する大規模自然災害をはじめ、様々な形で現実の脅威となり、「気候危機」とも言われる人類が直面する最大の課題となっています。

日本は、2020年10月に2050年カーボンニュートラルの実現を宣言するとともに、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを46%削減(2013年度比)すること、さらに、50%削減の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明しています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2020年12月に、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されるとともに、今後10年で官民合わせて150兆円超のGX投資を実現するため、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。また、2021年6月には「国・地方脱炭素実現会議」において「地域脱炭素ロードマップ」が策定される等地域における脱炭素の取組も進められています。

気候変動への対策に当たっては、緩和策と適応策の両面の研究・技術開発が必要であり、また、特に、気候変動及びその影響の観測・予測の更なる高度化・精緻化、将来の気候変動に備えた産業・生活等において、ITやAI、ビッグデータ等の更なる活用が期待されています。

#### ○ 研究開発事業例

- ・ 脱炭素ライフスタイルづくりに資する技術
- ・ 地域社会において脱炭素に資する技術やシステム改善に関する技術
- ・ 気候変動適応策の検討に資する気候予測とそのダウンスケーリング手法の開発技術
- ・ 気候変動による自然災害への影響軽減に資する技術
- ・ 気候変動適応に資する農林水産業、工業、ライフスタイルを支える技術
- ・ 炭素蓄積・吸収量を簡易に把握することができる評価システムに関する技術
- ・ 屋外作業や高齢者等の熱中症対策に資する技術
- ・ 都市のヒートアイランド現象による気温上昇の抑制に資する技術
- ・ 自然生態系を活用したクールスポットの創出に資する技術
- ・ 地域における暑さ指数等を自動生成し、集約・リスク評価を自動化して行うことが可能な環境評価・リスク評価に関する技術
- ・ みどりの価値や効果の可視化に資する技術
- ・ 炭素蓄積・吸収量を簡易に把握することができる評価システム

## 【資源循環領域】

世界的な人口増加や経済発展に伴う中長期的な資源制約や廃棄物排出量の増大、海洋プラスチックごみ問題への対応、また 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が不可欠です。

それらの問題の解決に向けては、地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システム構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保等に関する研究開発が必要であり、また、廃棄物処理やリサイクル、エネルギー回収における最適なシステムの開発や、製品ライフサイクルの最適化等において、IT や AI、ビッグデータ等の更なる活用が期待されています。

### ○ 研究開発事業例

- ・ IT・AI・ビッグデータ等を活用した廃棄物処理技術
- ・ バイオマス等の地域資源を活用したエネルギー回収・利用技術
- ・ 地域における災害廃棄物の円滑・迅速な処理を実現する技術
- ・ 災害時における生活排水処理システムの強靱化に寄与する技術
- ・ 海洋プラスチックの発生メカニズムの解明、動態把握にも寄与する、新たなモニタリング手法を実現する技術
- ・ 竹等の地域における余剰・有害資源の有効活用技術
- ・ 農作物残渣や食品ロス等の処理・堆肥化に資する技術
- ・ 地域バイオコミュニティの形成に資する技術
- ・ 河川浮遊ごみの効率的、効果的な回収を実現する技術

## 【自然環境保全領域】

気候変動や人類の自然資本に依拠した活動等による生物多様性の損失が深刻化している中で、人口減少等の社会的要因や気候変動のような地球規模での変化などを踏まえつつ、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを実現し、2050 年までに自然共生社会を実現することが目標とされています。人類は自然由来の資源に依存して企業活動や日々の営みを行っており、水・地下資源・森林資源等が劣化することは人類の文明において不可欠な基盤を揺るがすこととなります。これらを踏まえて、多角的な視点から行う将来予測やそれに備える生態系の維持管理や回復、Eco-DRR(生態系を活用した防災・

減災)を含む NbS(自然を活用した解決策)の促進に向けた技術開発や自然資本を減耗することなく企業活動を行うために必要な技術開発・サービスが、今後益々重要となってきます。

そのため、生物多様性の保全や NbS に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等を進める必要があり、また、この際、動植物の分布状況や生息環境変化の把握及び情報処理の効率化、高度化(画像や音声による生物の同定やリアルタイム観測、行動予測)、生態系サービス向上に資する自然資源管理等において、IT や AI、ビッグデータ等の更なる活用が期待されています。

#### ○ 研究開発事業例

- ・ 森林や里山の保全・管理における既存技術の効率化・低コスト化に関する技術
- ・ リモートセンシング、衛星画像分析、環境DNA解析、遺伝子分析、バイオロギング等、様々なレベルの新技术を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、集積されたビッグデータを解析するための IT や AI、ビッグデータ等を活用した評価手法、利活用法に関する技術
- ・ 絶滅危惧種把握の基礎となる情報の集積・評価や、絶滅危惧種の効率的な個体数推定法及び分布推定手法に関する技術
- ・ 人口減少社会における鳥獣の効率的・効果的な捕獲・処理・モニタリング技術及びそれらを踏まえた鳥獣の統合的な保護管理システムの開発
- ・ 野生鳥獣における感染症対策に関する技術(特に、リスクや感染ルートが不透明な中で、効率的・低コストで行える予防的対策)
- ・ 生態系を活用した気候変動適応策を効果的・効率的に実現するための新技术
- ・ ICT 等の新技术や薬剤を活用した外来種を効率的・効果的に低密度化又は根絶するための防除技術、防除個体の堆肥化等の有効利用に関する技術、物流に伴う外来種の非意図的導入の防止技術、侵入初期即時発見をするための侵入予測・検知及びモニタリングに関する技術
- ・ 生物多様性の価値・多様な機能や持続可能な利用の見える化に向けた実現性の高い技術
- ・ サステナブルな水資源の利活用を実現する技術・サービス
- ・ 調査が困難な生態系(例:海中、通信が困難な山中)における生物種等の把握・保全に関する技術・サービス
- ・ 生態系の重要性を VR や AR 等を用いて子供から大人まで幅広く伝える技術・サービス
- ・ 企業活動による自然資本の減耗の可視化・評価を実現できる技術・サービス

<公募対象外課題(各領域共通)>

- ・ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制に資する研究開発課題は本事業の公募対象としません（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> とは、化石エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のこと。）。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制に資する課題の支援は以下の事業にて行っております。

<事業名> 地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv\\_funds/](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv_funds/)

- ・ エネルギーとしての利用に関する原子力にかかる技術を取り扱う研究開発課題は本事業の公募対象としません。

## 4. 対象事業の詳細

### (1) フェーズ1(F/S・PoC)支援事業

#### 【対象事業】

以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う事業。

- ・ 環境保全に資する技術シーズ(第2章2.(2)の①～⑤にて評価)
- ・ 地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ(第2章2.(2)の①～⑥にて評価)

#### 【補助金交付上限額】

交付上限額：400万円

補助率：補助対象経費の全額

※補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第1を参照すること。

#### 【補助事業期間】

1年以内

※補助事業期間は、原則単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和9年2月28日までに事業を完了すること。

#### 【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。代表事業者及び共同事業者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当すること。

##### (ア)「環境スタートアップ企業」に関する要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

- ① 日本に登記されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。

※登記前でも応募は可能だが、応募締め切り後2週間以内に登記が完了している必要がある。

- ② 環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

- ③ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号) 第 2 条第 14 項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和41年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
- ④ みなし大企業※に該当しない概ね 15 年以内に設立した中小企業者であること。  
※定義は本章「4. (4)各事業共通事項」を参照。
- ⑤ 事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

(イ)「起業家」に関する要件

以下の①～④の要件をすべて満たすこと。

- ① 日本に居住し、その主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
- ② 事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者
- ③ 環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ④ 起業家又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

(ウ)その他環境大臣の承認を得て ERCA が適当と認める者

(2) フェーズ2(R&D)支援事業

【対象事業】

事業区分	内容
一般枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を行う事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に資する技術シーズ(第2章2. (2)の①～⑤にて評価)</li> <li>・ 地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ(第2章 2. (2)の①～⑥にて評価)</li> </ul>
オープンイノベーション枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を、資金・販路・人材・技術等を潤沢に有する事業会社等とのオープンイノベーションにより行う事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に資する技術シーズ(第2章2. (2)の①～⑤にて評価)</li> <li>・ 地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ(第2章 2. (2)の①～⑥にて評価)</li> </ul>

SBIR 連結型	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を、令和7年度の NEDO「SBIR 推進プログラム(連結型)」又は JST「プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援」のフェーズ 1(F/S・PoC)の成果を踏まえて行う事業。</li> </ul>
----------	--

【補助金交付額※1】

事業区分	内容
一般枠	交付上限額：3,000 万円(総額)※2 補助率：補助対象経費(最大 4,500 万円)の3分の2
オープンイノベーション枠	交付上限額：4,000 万円(総額)※2 補助率：補助対象経費(最大 8,000 万円)の2分の1
SBIR 連結型	交付上限額：3,000 万円(総額) (1,500 万円 /年) 補助率：補助対象経費(最大 2,250 万円)の3分の2/年

※1:補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第 1 を参照すること。

※2:年間の補助金交付上限額ではなく、補助事業期間全体の補助金交付上限額となる。

【補助事業期間】

事業区分	内容
一般枠	<p><u>2年以内</u></p> <p>※ 交付決定日以降に事業を開始し、初年度(令和8年度)事業については、令和9年2月 28 日までに事業を完了すること。また、翌年度(令和9年度)における事業の開始については、翌年度の交付決定日以降となるが、交付決定の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付要綱第 15 条に基づき ERCA に翌年度補助事業開始承認申請書を令和9年2月 28 日までに提出して、その後承認を受けなければならない(その場合においても、令和9年 3 月 1 日から令和9年 3 月 31 日の間については事業期間から除くものとする。)</p> <p>※ また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。</p>
オープンイノベーション枠	
SBIR 連結型	

## 【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。

一般枠の代表事業者及び共同事業者は、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

オープンイノベーション枠及び SBIR 連結型の代表事業者及び共同事業者は、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当することに加え、表2の追加要件をすべて満たしていること。

### (ア)「環境スタートアップ企業」に関する要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

- ① 日本に登記されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。  
※登記前でも応募は可能だが、応募締め切り後 2 週間以内に登記が完了している必要がある。
- ② 環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ③ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 2 条第 14 項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
- ④ みなし大企業※に該当しない概ね 15 年以内に設立した中小企業者であること。  
※定義は本章「4. (4)各事業共通事項」を参照。
- ⑤ 事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

### (イ) その他環境大臣の承認を得て ERCA が適当と認める者

表2 オープンイノベーション枠及び SBIR 連結型に係る追加要件

事業区分	追加要件の内容
オープンイノベーション枠	<p><b>要件1</b>:事業協力者となる事業会社等(※1)から計 1,000 万円以上の出資等(※2)を受けること。</p> <p>※1:資金・販路・人材・技術等の潤沢な経営資源を有する金融機関以外の事業会社(大手メーカーや商社等)。</p> <p>※2:応募時点から遡って過去3年以内に獲得された、第三者割当増資等(議決権制限株式などの種類株式発行も可)の出資や転換社債型新株予約権付社債による資金調達、今回申請する事業に係る共同研究開発契約等に基づく支出等。</p> <p>資金調達が完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)を提出するとともに、応募締め切り日から2カ月以内に資金調達が完了している必要がある。交付決定は資金調達が完了していることを条件とし、完了しない場合は採択を取り消す場合がある。</p> <p>契約に基づく支出の場合、成果の大半が事業会社等に帰属するものや、申請者がその成果を今後の事業活動に活用することが困難と判断されるもの等は、審査において対象外とすることがある。事業会社等から直接出資を行う場合の他、事業者会社等が出資するファンドを通じた出資も可能。</p> <p><b>要件2</b>:事業協力者となる事業会社等から販路・人材・技術等の提供を受けること。</p>
SBIR 連結型	<p>令和7年度の NEDO「SBIR 推進プログラム(連結型)」又は JST「プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)を完了した研究開発型スタートアップ等であること。</p> <p>※技術移転を目指してフェーズ1を実施した場合、技術移転先の企業がフェーズ2へ応募する必要がある。</p>

### (3) フェーズ3(大規模技術開発実証)支援事業

#### 【対象事業】

- ・ 環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な大規模技術開発実証等を行い、技術成熟度(TRL)を原則としてレベル5以上からレベルを1段階以上引き上げる事業(原則として申請時点でレベル4が完了していることを前提とする)。

※TRL(Technology Readiness Level)。特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標であり、表3に基づき、技術成熟度を判断。

※TRLを1段階上げるに要する事業期間は最大2年間とする。

表3 TRLの定義

TRL	フェーズ	定義
1	基礎研究	要素技術の基本的な特性に関する論文研究やレポーティング等が完了しており、基礎研究から応用研究への展開が行われている。
2	応用研究	将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術開発に向けた情報収集や分析が実施されている。
3		主要構成要素の性能に関する研究・実験が実施されており、量産化／水平展開に関するコスト等の分析が行われている。
4	実用研究	主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報が明確になっている。
5	模擬実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化／水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。
6	フィールド実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境において実証されており、量産化／水平展開に向けた具体的なスケジュール等が確定している。
7		機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。
8	量産化／水平展開	製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。

※環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」におけるTRLの定義を引用。

※水平展開とは、当該技術が特定自治体/企業での採用にとどまらず、複数のユーザーに採用され、稼働又は量産化されている状況を指す。

## 【補助金交付額】

交付上限額:4億円(総額) (1億円/年)

補助率 : ベンチャーキャピタル等からの出融資額※の 2 倍の額 又は  
補助対象経費のいずれか低い額

※補助対象経費の範囲内で、応募時点から遡って過去3年以内に獲得された、VC や CVC、事業会社等からの出資(※1)及び新株予約権が付いた金融負債又は金融機関からの融資(※2)の合計額(※3)の倍額。

※1:株式による出資の他、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

※2:金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本性劣後ローン等を含む。

※3:融資のみは認めない。出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達が完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)を提出するとともに、応募締め切り日から2カ月以内に資金調達が完了している必要がある。交付決定は資金調達が完了していることを条件とし、完了しない場合は採択を取り消す場合がある。

(例)1 億円の資金調達を獲得している場合、4 年間で最大 2 億円が補助交付額となる。仮に補助対象経費が3億円である場合、1 年目;8,000 万円、2 年目;4,000 万円、3 年目;4,000 万円、4 年目;4,000 万円という合計 2 億円の補助金の申請が可能。

※補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第 1 を参照すること。

## 【補助事業期間】

4年以内

※ 交付決定日以降に事業を開始し、初年度(令和8年度)事業については、令和9年2月28 日までに事業を完了すること。また、翌年度以降における事業の開始については、各年度の交付決定日以降となるが、交付決定の前日までの間において当該補助事業を

開始する必要がある場合は、交付要綱第 15 条に基づき ERCA に翌年度補助事業開始承認申請書を 2 月 28 日までに提出して、その後承認を受けなければならない(その場合においても、令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間については事業期間から除くものとする。)

※ また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

#### 【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。

代表事業者及び共同事業者は次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

##### (ア)「環境スタートアップ企業」に関する要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

① 日本に登記されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。

※登記前でも応募は可能だが、応募締め切り後 2 週間以内に登記が完了している必要がある。

② 環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

③ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 2 条第 14 項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。

④ みなし大企業※に該当しない概ね 15 年以内に設立した中小企業者であること。

※定義は本章「4. (4)各事業共通事項」を参照。

⑤ 事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

##### (イ) その他環境大臣の承認を得て ERCA が適当と認める者

(4)各事業共通事項

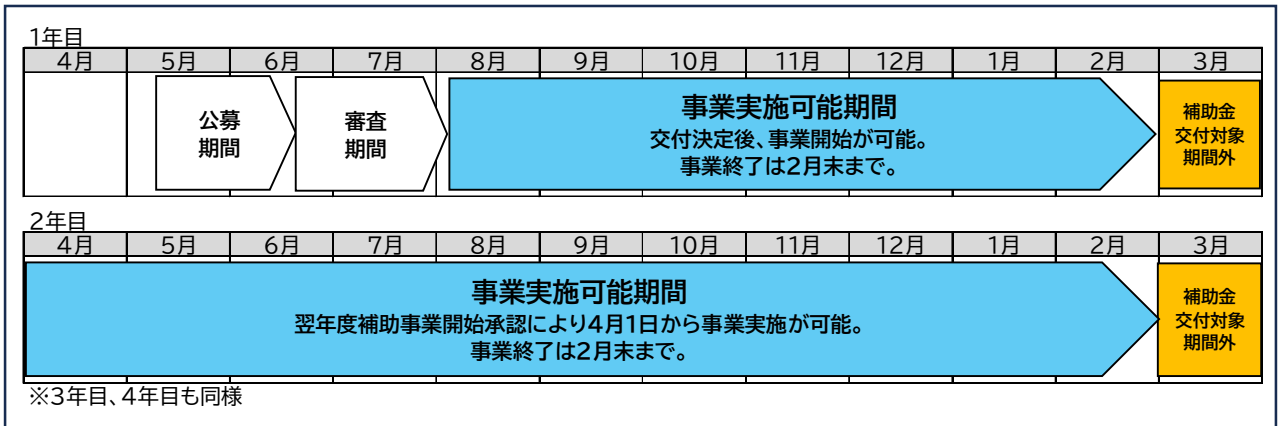
※みなし大企業について

本事業における「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものを指す。

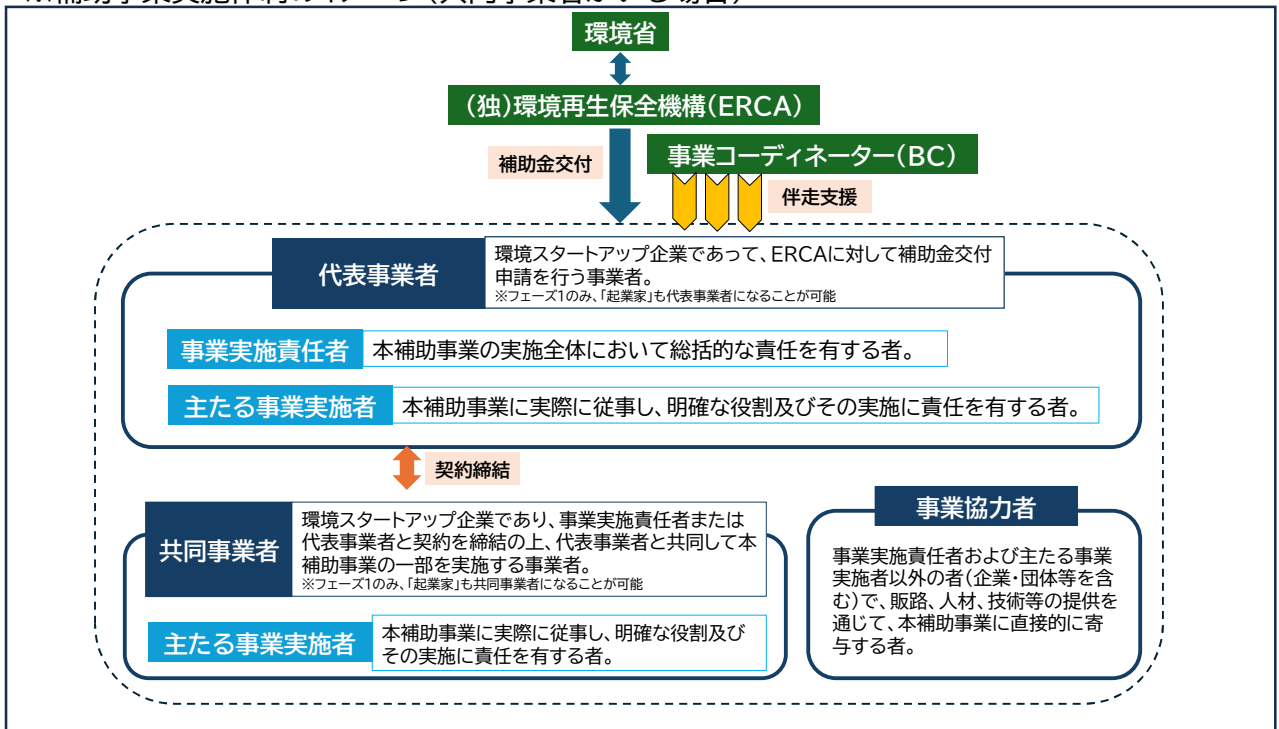
- ① 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ② 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ③ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

(注)「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

※事業実施可能期間について

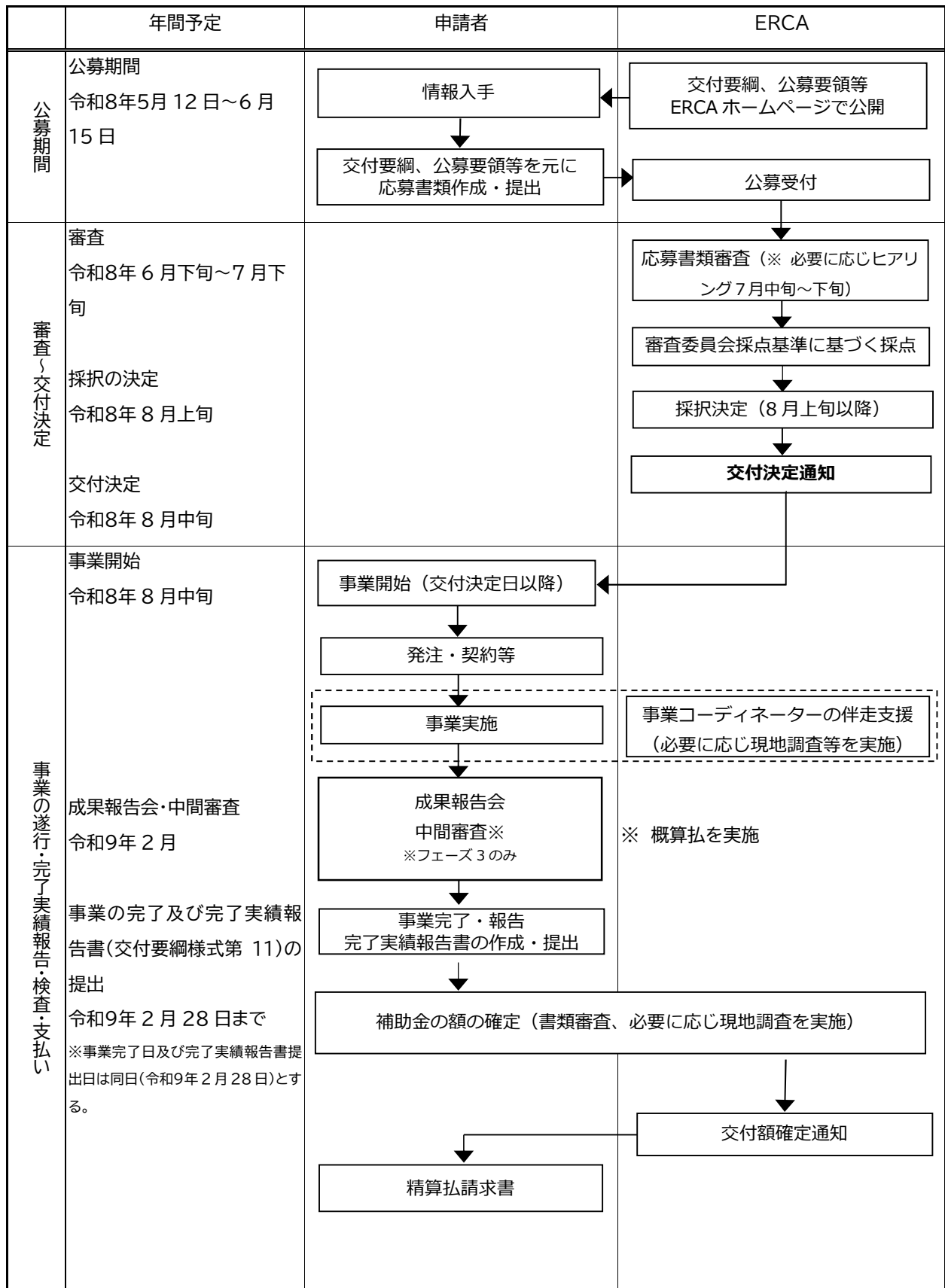


※補助事業実施体制のイメージ(共同事業者がいる場合)



## 第2章 補助事業の実施に 関する事項

1. 事業スケジュール(スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性はある)



令和9年2月28日に事業が完了する場合

	年間予定	申請者	環境大臣又は 環境大臣が指定する者
事業報告書の提出	事業報告書(交付要綱様式第16)の提出 令和10年4月30日まで ※補助事業が3月30日以前に完了した場合は、事業の完了の日から当該年度の3月31日までの事業報告書を翌々年度の4月30日までに提出する。	事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年間、環境保全に資する事業の検討状況等について報告)	事業報告書の受領(環境大臣)

令和9年4月1日以降も事業が継続される場合

	年間予定	申請者	ERCA
翌年度間接補助事業開始承認申請書の提出	翌年度間接補助事業開始承認申請書(交付要綱様式第15)の提出 令和9年3月10日まで	翌年度間接補助事業開始承認申請書の作成・提出 (翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合に提出)	承認

## 2. 補助対象事業の選定

### (1) 選定方法

- ① 応募者より提出された申請書類等をもとに、審査委員会等において厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ② 必要に応じてヒアリングをWEB方式にて実施する。※
- ③ 審査の過程で追加資料を求める場合もある。
- ④ 対象事業の基本的要件に適合しない申請については審査を行わない。
- ⑤ 審査の結果、対象事業要件に適合する申請であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額又は不採択となる場合がある。
- ⑥ 審査結果より、付帯条件や申請された計画の変更を求める場合がある。  
審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応しない。

#### ※ ヒアリングについて

- ・ヒアリング審査が行われる可能性がある期間(令和8年7月中旬～7月下旬頃)は、なるべく予定を入れないようにすること。
- ・ヒアリングの実施日の概ね5日前までに応募者に対し個別に通知する。
- ・ヒアリングの日時の変更等は基本的に対応できない。
- ・ヒアリング審査に参加していただけない場合は不採択となる場合がある。

### (2) 評価の視点(予定)

環境保全に資する技術シーズは①～⑤にて評価を行い、地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズについては①～⑥にて評価を行います。

評価項目	評価の視点
①事業実施の重要性・必要性	補助事業の成果を活用して目指す事業(以下「事業プロジェクト」という)が、環境保全の観点から、十分な重要性・必要性を有しているか。また、成果活用事業の実現及び実施における課題等を的確に把握しており、その解決の見通しがあるか。
②技術的新規性・革新性等	事業プロジェクトが、従来のシステム等に対しての新規性、優位性及び革新性を有しているか。
③事業化・普及の見込み	事業プロジェクトが、海外を含め一定の市場規模を見込み、市場における技術的・経済的な優位性を有しており、かつ、早期の実現が可能か。

④目標設定・達成可能性	補助事業において実施する課題等が明確になっており、その目標は具体的・定量的に設定され、達成可能な実施内容であるか。
⑤事業実施基盤	補助事業実施のスケジュールは適切であるか。十分な技術基盤(実施体制、実績等)があり、補助事業を完遂できるか。
⑥地域課題対応性	地域の具体的な課題(防災、過疎、雇用等)が明確化されており、事業プロジェクトが当該課題の解決の観点から、十分な重要性・必要性を有しているか。また、当該課題について自治体や地域団体との協議・合意形成を予定していたり、実証フィールドの場所や協力主体が候補としてあるなど、地域と協力した事業プロジェクトであるか。

### 3. 応募時における留意事項

#### (1) 虚偽の応募や不正行為に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合や不正行為が行われた場合、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとる場合があります。また、不正行為が認められた場合、ERCA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する場合があります。

#### (2) 不正使用等があった場合の本事業への参加対応について

不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けた研究者等については、当該措置の期間、本事業への応募を制限します。

#### (3) 補助対象経費

交付要綱別表第1から第3に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りです。

なお、本事業では、設備等は、原則リース・レンタルでの対応とすることとし、リース・レンタルの対応ができない設備については、応募申請書類に設備名・数量、理由を記載してください。

##### <補助対象外経費の代表例>

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・ 事業に直接かかわらない人件費
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・ 既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用
- ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・ 補助事業期間外(交付決定前及び事業完了後)の支出
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費 等

※「総事業費」とは、補助事業(計画)を実施するために必要な費用の総額(税抜)を指す。補助金

は、この総事業費に対して一定の補助率を掛けて算出される。

※「寄付金その他の収入」は資金に寄付金等を使用する場合に記載すること。

#### (4) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業と内容が類似している技術開発・実証事業については、本事業へ応募はできません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する ERCA に連絡してください。

(5) 補助事業に参画する共同事業者及び事業協力者の連携・権利義務の明確化

補助事業に参画する共同事業者、事業協力者の相互での共同研究開発に関する契約等の締結については、特に定めていませんが、研究開発成果の活用等にあたり支障が生じないよう、知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画する事業者間で適切に対応してください。

(6) 中間審査(フェーズ3のみ対象)

フェーズ3で採択された補助事業については、TRL レベルが上がる段階で開催される中間審査会(実証の進捗状況、成果、次の TRL に進む妥当性等に係る評価を実施。年度末に実施を想定。)における報告や情報提供等に積極的に協力してください。また、これらの委員会等から指摘された内容を、その後の実施計画に反映し実行してください。なお、実施計画の変更に伴い、次年度以降の交付額の増減の可能性がります。

(7) 成果発表の実施

成果発表会で、有識者向けに補助事業で行った事業成果の発表を行ってください。開催時期は ERCA が決定します。

(8) 事業コーディネーター(BC)による伴走支援

本事業では、経済界や学術分野において、技術の事業化に関する知見や経験を豊富に有する専任の事業コーディネーター(以下「BC」という。)をそれぞれの事業に対して配置し、採択された研究課題の事業化のサポートを行います。採択された各研究課題のフェーズ、研究開発及び事業化に向けた取組に応じて、主として、技術開発計画、事業化計画、資金調達、販路開拓、スケールアップまでを一貫して伴走支援することで、社会実装と事業成長を促進します。

(9) 会合の開催

事業内容や進捗状況を関係者間で共有を図るため、会合(原則、年 2 回程度)における報告や情報提供等に積極的に協力してください。会合には、代表事業者や共同事業者、BC、ERCA 職員等が参加します。

(10) 現地調査

必要に応じて、BC と ERCA 職員が代表事業者を訪問し、進捗状況や過年度分も含めた事務処理の内容を確認します。

#### (11) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく場合の提供を除き、採択事業の選定以外の目的に使用しません。但し、採択された事業に係る応募情報は、採択後の交付決定の手続き、事業化支援等のために ERCA 及び環境省が使用します。

また、本法を遵守した上で、事業活動における不正行為、補助金の不正使用等を行った事業者等については、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)を行うことがあります。

なお、採択された個々の事業に関する情報(事業名、事業概要、事業実施者名、事業実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

#### 4. 補助事業採択後における留意事項

補助事業に採択後、交付申請、交付決定、補助金にかかる事務処理等においては、下記について留意をしてください。

##### (1) 基本的な事項

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定に定めるところによります。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分理解の上、申請してください。

##### (2) 交付申請

間接補助事業者は、採択後、交付要綱第 5 条に基づき、交付申請書を ERCA に提出してください。その際、補助金の交付対象となる補助対象経費は、原則として、令和9年2月 28 日までに終わる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するものに限ります。補助対象経費の詳細は、交付要綱別表第2の内容です。

##### (3) 事業の開始時期

間接補助事業者は、ERCA からの交付決定通知書を受領した後に、事業開始してください。

##### (4) 経費の適正な管理等

各申請者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

また、ERCA への進捗状況報告、完了実績報告を行うとともに、状況に応じて ERCA が実施する現地調査や国の会計検査等に対応してください。

経費支出、事業実施等に関して、下記については特に注意してください。

- ・ 契約・発注、着工は原則、ERCA の交付決定日以降に行うこと。
- ・ リース、材料費、委託等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、入札や複数者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

- ・ 複数年度にわたる事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ・ 事業開始後は、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」(平成 28 年4月環境省大臣官房会計課作成)等に基づき事務処理を行うこと。

[https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_03\\_00003.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03_00003.html)

#### (5) 補助金の管理

補助金の管理は、間接補助事業者が起業家である場合はその所属機関の長に事務委任をして行うことができます。

#### (6) 計画変更及び中止等の措置

事業計画に変更がある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ず ERCA まで相談し、交付要綱様式第5 計画変更承認申請書の提出する等必要な手続きを取ってください(完了時に判明した計画外の経費は補助対象外とする場合がありますので注意してください)。

#### (7) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した際は、当該年度の2月末日までに完了実績報告書を ERCA に提出してください。

間接補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、ERCA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定し、間接補助事業者に交付額の確定通知を行います。

#### (8) 補助金の支払い

間接補助事業者は、ERCA から補助金交付額の確定通知を受けた後、概算払請求書及び支払い根拠となる書類を提出してください。ERCA は内容を精査後、原則、概算払いより補助金の支払いを行います。

※概算払いを希望されない場合は、ERCA に連絡してください。ERCA は精算払請求書による請求に基づき、補助金の支払いを行います。

(9) 事業資料等の提出

本事業では、事業の継続の判断、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求める場合があります。

(10) 事業報告に関する規定

間接補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後、その1年間の期間について、年度終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の事業成果等についての報告書を環境大臣又は環境大臣が指定する者に提出してください。

(11) 事業終了後のフォローアップ調査

事業終了後に、終了成果報告書のとりまとめや追跡評価アンケート、ヒアリング等(項目例:年度毎の販売実績・価格、事業終了から製品化・販売にいたるまでの課題(解決済み・未解決含む)、当初の計画通りに製品化に至らなかった場合の要因、特許の取得・出願状況、今後の予定等)をお願いする場合があります。事業期間(ERCAとの契約期間)の終了後であっても、ご協力ください。

(12) 補助金の経理等

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておいてください。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておいてください。

(13) 補助事業における知的財産の帰属

この事業により得られた知的財産権(特許、実用新案、意匠、著作権、回路配置利用権、育成者権、種苗法等)は応募者に帰属します。

(14) 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という)に基づき輸出管理<sup>(注1)</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

注1:我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を

輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型<sup>(注 2)</sup>に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

注 2:非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法 第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります<sup>(注 3)</sup>。このため、補助金交付時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、補助金交付の全部又は一部を解除する場合があります。

注 3:輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・安全保障貿易ガイダンス(入門編)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

#### (15) 法令・倫理規程等の遵守

補助事業の実施に当たり、個人情報取扱い、生命倫理や安全対策への取組等、法令・倫理規程等に基づく手続を要する事業は、所属機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。また、動物実験を含む補助事業の応募に当たっては、当該動物実験を実施予定の所属機関において定めている動物実験に関する倫理規程等の有無について、申請書で申告してください。採択後、ERCA から当該倫理規定等に関する資料について提出を求める場合があります。実験動物の定義については下記を参照ください。

○環境省:実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/nt\\_h180428\\_88.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html)

## 第3章 応募(申請)に 関する事項

## 1. 応募(申請)の方法

### (1) 応募書類

応募にあたり提出が必要となる書類は下記のとおりです。

指定様式については、ERCA ホームページからダウンロードして作成してください。

「提出書類チェックシート」を参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意してください。

提出書類	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
1.【様式1】事業提案書(PDF形式に変換の上、提出)	○	○	○
2. 出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達を完了したことを証明する資料 (PDF形式) 〔環境スタートアップ企業〕 ・既に出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達が完了している場合は、契約書の写し及び入金の確認(銀行口座の写し等)。 ・出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達が完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)。(応募締め切り日から2カ月以内に出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資が完了している必要がある。		○ (オープンバージョン枠に限る。)	○
3. 【様式2】経費内訳書(Excel形式) ※見積書等(金額の根拠がわかる資料)は、応募時には提出不要とするが、採択審査において求められた場合は提出すること。	○	○	○
4.申請者が起業家の場合は、住民票の写し(PDF形式) (発行後3ヶ月以内のもの)	○		
5. 経理状況説明書(共同事業者がある場合はそれを含む。)(PDF形式) 〔環境スタートアップ企業〕 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)を提出すること。	○	○	○

〔起業家〕 起業家の場合は提出不要とする。			
6. NEDO「SBIR 推進プログラム(連結型)」又は JST「プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)に関する報告書(PDF 形式) ※フェーズ2(SBIR 連結型)に応募する場合は、提出すること。		○ (SBIR 連結型に限る。)	
7. 【様式 3】基本情報及び自己申告シート(PDF 形式)	○	○	○
8. 【様式 4】提出書類チェックシート(Excel 形式)	○	○	○

## (2) 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)にて受け付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後かかりますので、公募締切り前、数日以上  
の余裕をもって申請してください。

また、e-Rad での応募に当たっては、事業区分ごとに応募フォームが異なりますので、くれぐれもご注意ください。

### 【重要】e-Rad システムへの事前登録について

本事業の応募に当たっては、e-Rad システムへの事前登録(代表事業者・共同事業者の企業情報、主たる事業実施者情報、研究インテグリティに係る情報)が必要です。事前登録の詳細は本要領 p.31「1.(2)③e-Rad 使用に当たる事前登録」をご参照ください。e-Rad に企業及び事業実施者情報の登録がされていない場合は、登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

#### ① 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究費制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付 → 採択 → 採択課題の管理 → 研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

## ② システムの操作方法に関するお問合せ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)から参照又はダウンロードすることができます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問合せください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

○ポータルサイト: <https://www.e-rad.go.jp/>

ポータルサイトのトップページ最下段に、研究者及び研究機関向け登録・手続きページへのリンクが設けられていますので、適宜ご参照ください。

## ③ e-Rad 使用に当たる事前登録

### ○企業の登録

応募しようとする企業は、応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。ただし、フェーズ1において起業家(個人)として応募する場合は、所属機関の登録は不要です。

登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

### ○「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」の登録

補助事業の「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」について、共同事業者の「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」も含め、e-Rad に登録してください。

「主たる事業実施者」とは、補助事業(補助金の対象となる事業)に実際に従事し、明確な役割及びその実施に責任を有する者です。

企業に所属している「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」の情報は、所属機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者である場合には、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、現所属の企業情報を追加してください。

### ○研究インテグリティに係る情報の登録

e-Rad の改修以降(2022年3月15日以降)に研究インテグリティに係る情報の登録を行っていない場合は、必ず、応募の前に情報の登録を行ってください(注1)(既に登録済みの方は必要ありません。。「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」の全員の登録をお願いします。

### 注1: 研究インテグリティに係る情報の登録の手順

e-Rad にログイン後、「研究者情報の確認・修正」をクリックします。次に、「研究者情報の修正」の画面の「所属研究機関」タブをクリックします。「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」に情報を入力してください。「(3)誓約状況」のチェックは必須となります。「事業実施責任者」及び「主たる事業実施者」のうち、いずれか一名でもチェックマークが入っていない場合は応募が受理されませんので事前の登録を確実に行ってください。

### ④ e-Rad での応募申請

e-Rad への情報入力は最低でも 60 分前後の時間がかかりますので、公募締切前数日以上の十分な余裕をもって申請してください。入力内容は一時保存が可能です。

e-Rad にも最新の情報が転記されているか確認してください。e-Rad の「応募(新規登録)」画面には「基本情報」タブ、「研究経費・研究組織」タブ、「個別項目」タブ、「応募・受入状況」タブを入力してください。

応募 (新規登録)

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。  
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。  
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度/公募名

課題ID/研究開発課題名 **必須** xxxxxxxx /  
100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する **必須**  公開する  公開しない

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

基本情報

入力が必要

### ⑤ e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### Oe-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知されます。

○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法についてのお問合せ先

e-Rad ヘルプデスク

0570-057-060 (9:00~18:00(※土日祝、年末年始を除く))

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

○e-Rad における個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的研究費制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、e-Rad を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

○研究者情報の researchmap への登録について

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、応募者は、researchmap に登録するよう、ご協力をお願いします。

○e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月閣議決定)において、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM(Evidence Based Policy Making)を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されることが示されました。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

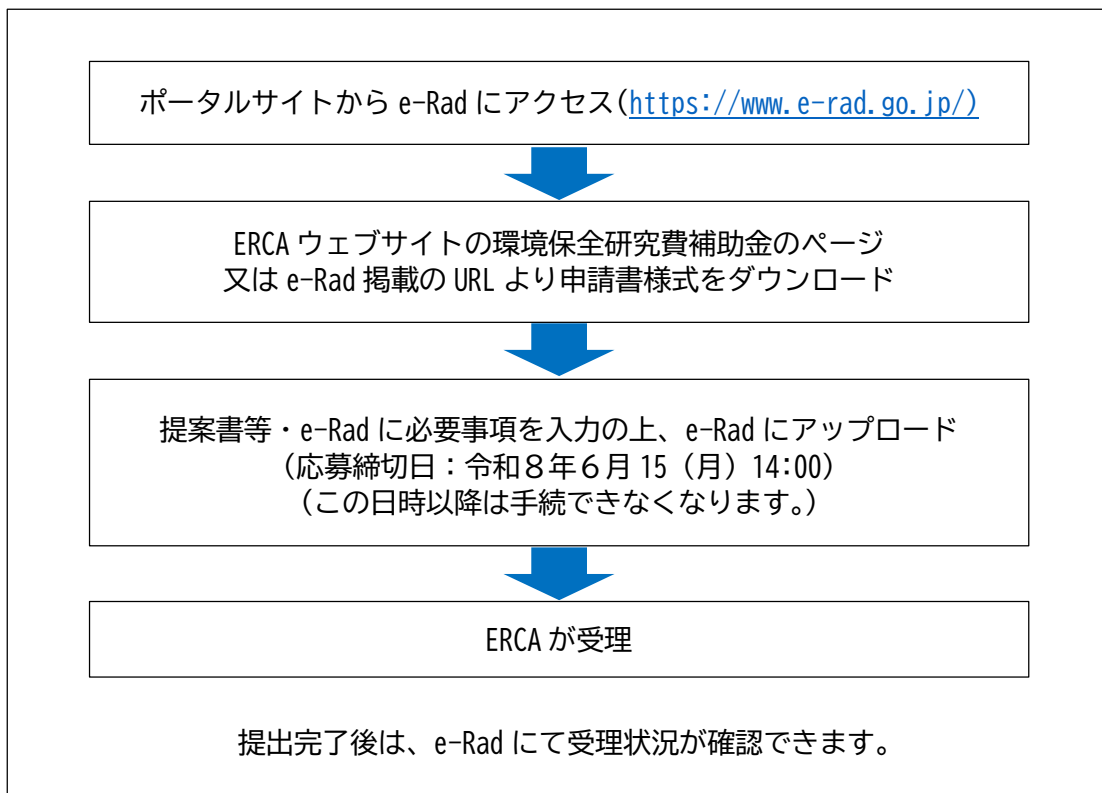
このため、採択された事業に係る各年度の事業成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。事業成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

## ○e-Rad 上の事業の情報の取扱いについて

採択された個々の事業に関する e-Rad 上の情報(制度名、事業名、所属機関名、事業実施責任者名、予算額及び補助事業期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後に適宜 ERCA ホームページにおいて公開します。

## ⑥ e-Rad システムを利用した応募について

### ○応募の流れ



※ 提出後の応募書類について、ERCA の受理後は、記入ミス等の軽微な訂正による再提出を含め、修正・差し替え等は一切行うことができませんので、ご注意ください。

※ 提出完了後、応募のステータスが「配分機関受理待ち」、「受理済」又は「配分機関処理中」のいずれかとなっているか「課題一覧」画面で必ず確認してください。応募締切日時までに上記のステータスになっていない場合は応募がされているとみなされず、申請は無効となりますのでご注意ください。

### ○アップロード方法

提案書等の容量は、30 MB以下として作成してください。e-Radの「基本情報」タブの「基本情報-申請書類」部分の「応募情報ファイル」欄にアップロードしてください(以下画面参照)。

基本情報-申請書類				
名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照 クリア 削除

行の追加 選択行の削除

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除	
参考資料	経費内訳書、その他資料※パスワードなしのzipファイルにして添付してください。	[すべて]	30MB	<input type="text"/>	参照 クリア 削除

アップロード

#### 【応募情報ファイル】

ファイル名:事業提案書

ファイル形式:PDF

#### 【参考資料】

ファイル名:経費内訳書、その他資料

ファイル形式:zip

※パスワードなしのzipファイルにして添付してください。

### (3) 公募期間

令和8年5月12日(火) ~ 6月15日(月) 14時必着

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が ERCA の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

## 2. 問合せ

公募全般に対する問合せは、次のとおりです。ただし、問合せは原則電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように【スタートアップ公募問合せ】を冒頭に明記してください。

<メール件名記入例>

例:【スタートアップ公募問合せ】〇〇について

<問合せ先>

独立行政法人環境再生保全機構 技術管理活用課

E-mail:erca-tm[u]erca.go.jp

※[AT]は@に置き換えてお送りください。

## <参考情報>

### (1)SBIR 制度に関連した事業外の支援

本補助金を含む指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等は、例えば以下の事業化支援策を受けることができます。

- ・日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(新企業育成貸付制度)
  - ・特許料等の減免措置
  - ・国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
  - ・JST JREC-IN ポータルでの求人公募情報掲載時における SBIR 事業採択情報の付与 等
- 詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

### (2)温室効果ガスの削減インパクトの算定・評価に係る手引き

スタートアップが有する技術による温室効果ガスの削減インパクトの算定・評価について、その考え方や手順を取りまとめた「投資家とスタートアップ向け:Climate Tech の GHG インパクト算定・評価に関する手引き」を活用することができます。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04010.html](https://www.env.go.jp/press/press_04010.html)

## <問合せ先>

環境省 大臣官房環境経済課環境金融推進室

電話: 03-5521-8240